

## 2 要介護1～5の認定を受けた方

### ●在宅生活の継続を希望する場合

サービスを利用するにはケアプランを作成する必要があります。

#### 1. ケアマネジャーを決めます

居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーが、ケアプランを作成することができます。居宅介護支援事業所の選定にあたっては、区役所高齢・障害支援課や地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)でも相談できます。

居宅介護支援事業所について **情-14ページ**

(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、事業所に所属するケアマネジャーがケアプランを作成します。

(看護)小規模多機能型居宅介護事業所について **情-24ページ**

#### 2. ケアプランの作成を依頼します

どんなサービスが必要か、ケアマネジャーと相談します。ケアマネジャーが作成したケアプランを確認します。



### ●施設入所を希望する場合

#### 1. 利用する施設を選びます

希望する施設で、サービス内容や契約内容について説明を受けます。

(施設に関する情報提供は、区役所や地域包括支援センター・高齢者施設・住まいの相談センター等から受けられます。)

#### 2. 入所を申し込みます

※特別養護老人ホームは、入所申込受付センターで相談・申込を受け付けています。要介護度により、入所要件が異なります(**情-28ページ**)。その他の施設は各施設に直接申し込みます(**情-29ページ**)。

※特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方

#### 3. サービス事業者と契約します

契約書、重要事項説明書などでサービス内容などの契約内容を確認して、事業者ごとに個別に利用契約を結びます。事業者との契約について**情-16ページ**

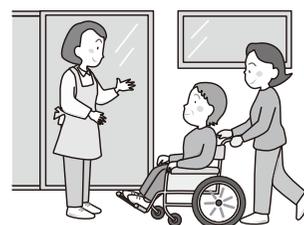


#### 4. サービスを利用します

居宅サービス(訪問系・通所系・生活環境を整えるサービス)は **情-18ページ**～



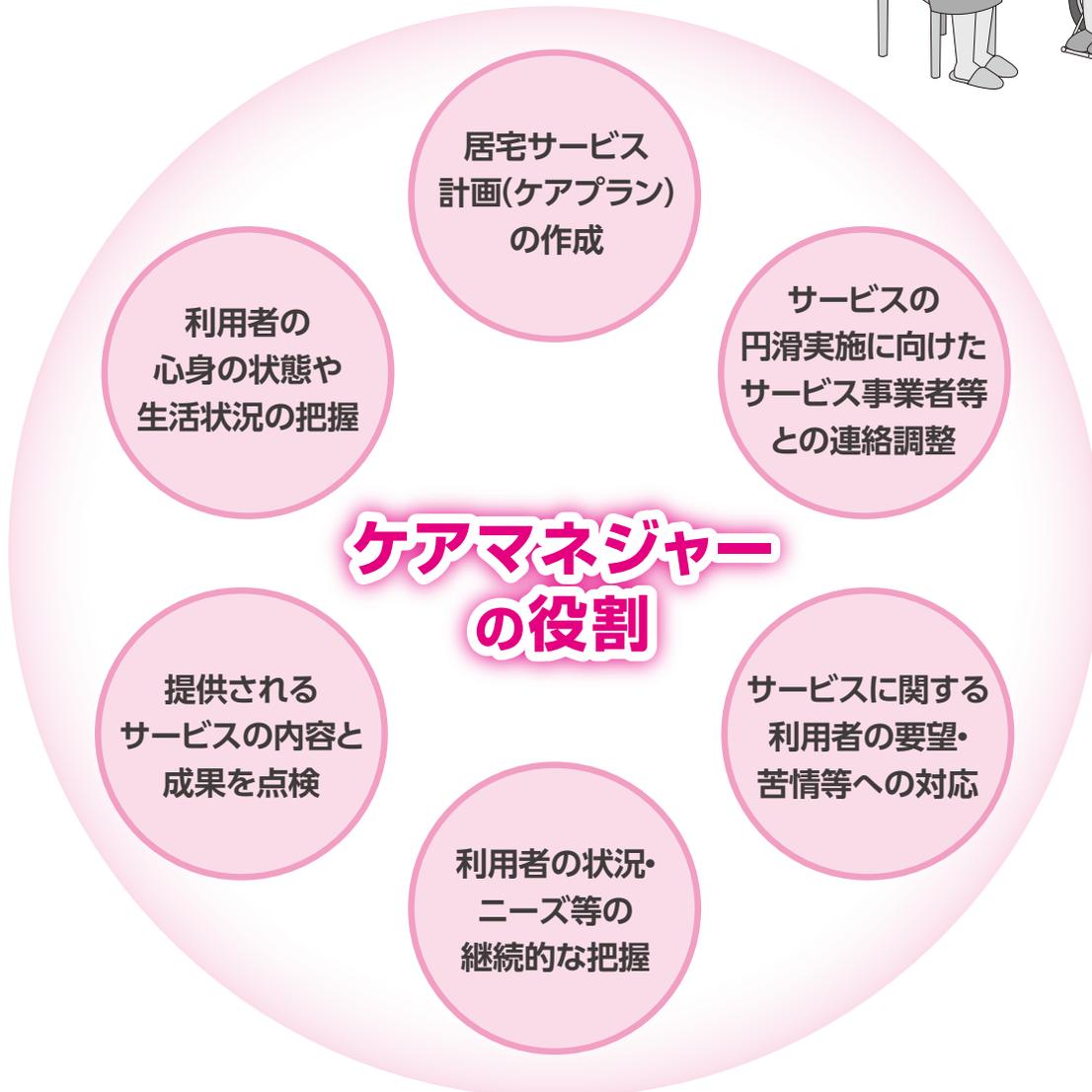
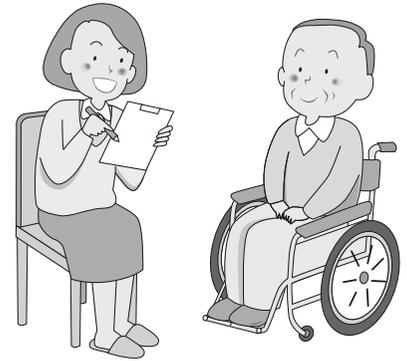
居住系・施設系サービスは **情-27ページ**～



## 居宅介護支援事業所について

### ケアプランを作成する担当のケアマネジャーを決めます。

居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーが、利用者や家族の状況や意向に応じて適切なサービスが利用できるように、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や、個々のサービス事業者との利用の調整を行います。これらの費用は全額が介護保険から支払われますので、利用者の自己負担はありません。



サービスの利用手順

### ～ 居宅介護支援事業所を選ぶ際のポイント ～

1. 長期にわたって利用者の立場に立って、介護のあり方を考えてくれる。
2. 高齢者介護についてしっかりした知識と経験をもっている。
3. 地域のサービス事業者についての豊富な情報をもっている。

事業所を選ぶ際には、上記のポイント等を確認するために、事業所へ直接ご連絡頂くことも可能です。事業所の一覧は[リストページ\(72ページ\)](#)に掲載しています。

ハートページ冊子本体に掲載されています

### 3 要支援1・2の認定を受けた方、事業対象者<sup>(※)</sup>の方

※事業対象者とは、要支援相当の方で、基本チェックリストにより、事業の対象になった方をいいます。

#### 1.介護予防ケアプランの作成を依頼します

自身が住み慣れた地域で自立した生活が送れることを目指し、必要なサービスを地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）や介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所へ相談して、「介護予防ケアプラン」を作成し、関係する事業所が支援します。（利用者が文書により同意した上で支援を開始します。）

介護予防ケアプランの作成は、利用者の意向を踏まえて、指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーに委託することもできます。（その場合は、地域包括支援センターが、作成した介護予防ケアプランを確認します。）

地域包括支援センターについて 情-15ページ

#### 2.サービス事業者と契約します

契約書、重要事項説明書などでサービス内容などの契約内容を確認して、事業者ごとに個別に利用契約を結びます。

事業者との契約について情-16ページ

#### 3.サービスを利用します

介護予防のサービスは  
情-18ページ～

## 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは地域の身近な相談窓口です。

横浜市では、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに、地域包括支援センターを設置しています。

### 地域包括支援センターの役割

#### 1 いつまでも元気に！ 介護予防を進めます。

介護予防に関する情報提供や生活機能の維持・向上が必要な方の相談支援、要支援1・2の認定を受けた方、事業対象者の方の介護予防サービスのケアプランを作成します。

#### 2 さまざまな問題について 相談に応じます。

介護保険のほかにも高齢者の生活全般にわたって、幅広く相談を受け、必要なサービスや機関につなげます。

#### 3 高齢者のみなさまの 権利を守ります。

消費者被害の防止のほか、成年後見制度の利用支援や高齢者虐待の防止などに取り組みます。

#### 4 地域のつながりを 強めます。

地域ボランティアの活動の支援や、ケアマネジャー、介護保険事業所、医療機関との連携を強めます。

### 地域包括支援センター

保健師等・社会福祉士等・主任ケアマネジャー等

- 地域包括支援センター一覧は情-1～情-2ページに掲載しています。
- ふだんの生活の中で、何か困ったことや気がかりなことがございましたら、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。なお、来所相談またはオンライン相談を希望される際は、あらかじめお電話等でご連絡ください。年末年始期間及び施設点検日（月1回）を除く土曜・日曜・祝日も開館しています。